

佐呂間町遺族会規約

(目的及び名称)

第1条 この会は佐呂間町遺族会と称し、会員相互の親睦と福祉増進を図ると共に目的達成並に事業遂行に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は社会福祉法人佐呂間町社会福祉協議会に置く。

(事業)

第3条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

1. 英霊の慰霊顕彰に関すること
2. 遺族の福祉増進に関すること
3. 組織活動研修に関すること
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	2名
評議員	若干名

(役員を選任)

第5条 会長、副会長、監事は総会において選出する。
2. 理事は総会において選出する。
3. 評議員は総会において選出する。

(顧問)

第6条 顧問は役員会の承認を得て置くことができる。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は本会の会務に参与する。
4. 監事は本会の会計に参与する。
5. 評議員は会員相互の連絡にあたる。

(役員任期及び補充)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第9条 会議は総会及び役員会とする。

(会議開催)

第10条 総会は定例総会と臨時総会とする。
2. 定例総会は毎年1回これを開く。臨時総会は必要に応じて開くものとする。
3. 役員会は必要に応じて随時これを開く。

(議決)

第11条 総会及び役員会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(経費)

第12条 本会の経費は次によるものとする。

1. 会費

(1) 公務扶助料、遺族年金受給者 1人につき年額 10,000円

(2) その他の者 1人につき年額 2,000円

2. 助成金、寄附金、その他の収入

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名

書記 若干名

附 則

この会則は昭和24年 月 日から実施する。

附 則

この規約は昭和60年4月26日から施行する。

附 則

この規約は平成元年4月20日から施行する。

附 則

この規約は平成3年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成14年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成24年5月11日から施行する。